

ご注意ください!

投票時間の繰り上げ

次の投票所については、終了時刻が午後6時です。

国府町地域

山のめぐみ館／上地公民館／神護生活改善センター／大茅地区公民館／大石公民館／雨滝公民館

用瀬町地域

赤波多目的集会所／古用瀬多目的集会所／金屋公民館／川中集会所／屋住多目的集会所／江波多目的集会所

次の投票所については、終了時刻が午後7時です。

佐治町地域

葛谷生活改善センター／津無生活改善センター／佐治町地域活性化センター／森坪多目的集会所／津野ふれあいの館／平成会館／山王ふれあい会館／中公民館

投票所の変更

次の投票所が変更になります。

国府町地域

麻生屋内児童遊園→麻生児童館

福部町地域

山湯山農業センター→福部町多目的研修集会施設
箭溪総合研修センター→八重原部落公民館

河原町地域

釜口作業場→釜口中組公民館

佐治町地域

佐治中学校→佐治町地域活性化センター
佐治町老人福祉センター→プラザ佐治記念ホール
尾際生活改善センター→山王ふれあい会館

鹿野町地域

旧鹿野小学校体育館→鹿野町農業者トレーニングセンター

3カ所で開票

9月11日(日)午後9時から次の3カ所で開票を行います。

鳥取市民体育館

(合併前の鳥取市地域、国府町地域、福部町地域)

鳥取市用瀬地区保健センター

(河原町地域、用瀬町地域、佐治町地域)

鳥取市気高町体育館

(気高町地域、鹿野町地域、青谷町地域)

◆問い合わせ先

鳥取市選挙管理委員会事務局(福祉文化会館内)

☎(0857)20-3386

いる病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができません。詳しくはそれぞれの施設に問い合わせてください。

また、投票日に市外に滞在して投票所に行けない時は、不在者投票の期間内(期日前投票と同じ)に滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。この場合、あらかじめ、鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などの請求をする必要があります。

自宅で郵便による投票もできます

郵便投票証明書の交付を受けている人は、9月7日(水)までに鳥取市選挙管理委員会に対して郵便投票の請求をすれば、自宅で郵便投票をすることができます。

〈郵便投票証明書交付の要件〉

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

■身体障害者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹、移動機能(1・2級)▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1・3級)▽

免疫障害(1・3級)

■戦傷病者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹(特別項症)第2

項症)▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(特別項症)第3項症)

■介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▽要介護区分(程度5)

郵便による投票の代理記載もできます

郵便投票の要件を満たす人で、次の①または②に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ記載をしてもらうことができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が1級の人

②戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの人